

【法人市民税（均等割）の課税標準の改正について】

平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後開始する事業年度について適用します。

(1) 法人市民税均等割の税率区分の基準（以下「課税標準等」という。）を、原則として従来どおり次の①としつつ、①が②を下回る場合には②とします。

- ①法人税法上の「資本金等の額」
- ②「資本金」と「資本準備金」の合計額

<原則>

資本金等の額 > 資本金 + 資本準備金の場合 → 資本金等の額を課税標準等とする

<自己株式の取得等により資本金等の額が大きく減少している場合等>

資本金等の額 < 資本金 + 資本準備金の場合 → 資本金+資本準備金を課税標準等とする

(2) 法人市民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、「資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額（欠損てん補等）を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置を講じます。

※無償減資については、平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に欠損てん補を行った金額、または、平成18年5月1日以後（資本金の額又は資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金として計上してから1年以内に損失のてん補に充てた金額に限る）に欠損てん補を行った金額を控除する。

※無償増資については、平成22年4月1日以後、利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資を行った場合、その増資額を加算する。

